

知事等の給与等の特例に関する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第11号

知事等の給与等の特例に関する条例

(給料月額等の特例)

第1条 知事、副知事、病院事業の管理者及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）の受ける給料月額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）第3条の規定にかかわらず、同条例別表第1に掲げる給料月額から当該額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

（1）知事 100分の20

（2）副知事 100分の15

（3）病院事業の管理者及び常勤の監査委員 100分の13

2 教育長の受ける給料月額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例（昭和40年香川県条例第1号。以下「教育長給与条例」という。）第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額に100分の13を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

3 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「職員給与条例」という。）又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）のうち、職員給与条例第7条の2第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員又は学校職員給与条例第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員（以下「特別調整額等受給職員」という。）の受ける給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号。以下「平成18年改正職員給与条例」という。）附則第6項から第8項まで又は公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号。以下「平成18年改正学校職員給与条例」という。）附則第5項から第7項までの規定による給料（以下「差額給料」という。）の額との合計額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第3条から第4条まで、平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項まで、学校職員給与条例第5条及び第7条並びに平成18年改正学校職員給与条例附則第5

項から第7項までの規定にかかわらず、職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められる額と平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額又は学校職員給与条例第5条及び第7条の規定により定められる額と平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額から当該合計額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号。以下「特別措置条例」という。）第4条の規定により給料とみなされる教職調整額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

4 職員（特別調整額等受給職員を除く。）の受ける給料月額と差額給料の額との合計額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第3条から第4条まで、平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項まで、学校職員給与条例第5条及び第7条並びに平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、職員給与条例第3条から第4条までの規定により定められる額と平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額又は学校職員給与条例第5条及び第7条の規定により定められる額と平成18年改正学校職員給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額から当該合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合（規則で定める職員にあっては、100分の4を超えない範囲内で規則で定める割合）を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び特別措置条例第3条第1項に規定する教職調整額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

- (1) 行政職給料表の職務の級2級以上5級以下の職員 100分の3（平成18年改正職員給与条例附則第2項に規定する切替日（以下「切替日」という。）の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の行政職給料表の職務の級8級であった職員にあっては、100分の4）
- (2) 行政職給料表の職務の級1級の職員 100分の1
- (3) 公安職給料表の職務の級7級又は8級の職員 100分の4
- (4) 公安職給料表の職務の級2級の職員（32号給以下の職員を除く。）又は3級以上6級以下の職員 100分の3（切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の公安職給料表の職務の級8級であった職員にあっては、100分の4）
- (5) 公安職給料表の職務の級1級の職員（40号給以下の職員を除く。）又は2級の32号給以下の職員 100分の2
- (6) 公安職給料表の職務の級1級の40号給以下の職員 100分の1
- (7) 研究職給料表の職務の級4級又は5級の職員 100分の4
- (8) 研究職給料表の職務の級2級の職員（22号給以下の職員を除く。）又は3級の職員 100分の3（切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の研究職給料表の職務の級4級であった職員にあっては、100分の4）

- (9) 研究職給料表の職務の級2級の21号給又は22号給の職員 100分の2
- (10) 研究職給料表の職務の級1級又は2級の20号給以下の職員 100分の1
- (11) 医療職給料表(一)の職務の級3級又は4級の職員 100分の4
- (12) 医療職給料表(一)の職務の級2級の職員 100分の3
- (13) 医療職給料表(一)の職務の級1級の職員 100分の2
- (14) 医療職給料表(二)の職務の級6級の職員 100分の4
- (15) 医療職給料表(二)の職務の級3級以上5級以下の職員 100分の3 (切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の医療職給料表(二)の職務の級6級であった職員にあっては、100分の4)
- (16) 医療職給料表(二)の職務の級1級又は2級の職員 100分の1
- (17) 医療職給料表(三)の職務の級3級以上5級以下の職員 100分の3 (切替日の前日において、平成18年改正職員給与条例による改正前の医療職給料表(三)の職務の級6級であった職員にあっては、100分の4)
- (18) 医療職給料表(三)の職務の級1級又は2級の職員 100分の1
- (19) 大学教育職給料表の職務の級3級又は4級の職員 100分の4
- (20) 大学教育職給料表の職務の級1級の職員 (20号給以下の職員を除く。) 又は2級の職員 100分の3
- (21) 大学教育職給料表の職務の級1級の20号給以下の職員 100分の2
- (22) 高等学校等教育職給料表の職務の級3級の職員 100分の4
- (23) 高等学校等教育職給料表の職務の級2級の職員 (21号給以下の職員を除く。) 100分の3
- (24) 高等学校等教育職給料表の職務の級1級の69号給以上の職員 (寄宿舎指導員及び実習助手に限る。) 又は2級の20号給若しくは21号給の職員 100分の2
- (25) 高等学校等教育職給料表の職務の級1級の職員 (前号に掲げる職員を除く。) 又は2級の19号給以下の職員 100分の1
- (26) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級3級又は4級の職員 100分の4
- (27) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級2級の職員 (33号給以下の職員を除く。) 100分の3
- (28) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級2級の32号給又は33号給の職員 100分の2
- (29) 中学校及び小学校教育職給料表の職務の級1級の職員又は2級の31号給以下の職員 100分の1

5 職員給与条例第3条の2の規定の適用を受ける職員の受ける給料月額と差額給料の額との合計額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、同条、前項第19号及び平成18年改正職員給与条例附則第6項から第8項までの規定にかかわらず、同条の規定に基づき人事委員会が定める額と差額給料の額との合計額から当該合計額に100分の13を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額と差額給料の額との合計額については、この限りでない。

(給料の調整額の特例)

第2条 特別調整額等受給職員の受ける給料の調整額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、学校職員給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

2 職員（特別調整額等受給職員を除く。）の受ける給料の調整額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、学校職員給与条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に前条第4項第22号から第29号までに掲げる職員の区分に応じて同項第22号から第29号までに定める割合（規則で定める職員にあっては、100分の4を超えない範囲内で規則で定める割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

(給料の特別調整額等の特例)

第3条 特別調整額等受給職員の受ける給料の特別調整額又は管理職手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第7条の2第1項及び学校職員給与条例第22条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、地域手当の額の算定基礎となる給料の特別調整額及び管理職手当については、この限りでない。

(地域手当の特例)

第4条 職員給与条例第9条の2第2項及び学校職員給与条例第21条の2第2項の規定は、平成20年度から平成22年度までの間においては、適用しない。

2 職員給与条例第9条の2第3項に規定する地域に在勤する職員の受ける地域手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、同項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から当該職員の給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に同条第2項に規定する割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

(住居手当の特例)

第5条 職員給与条例第9条の4第1項第2号に規定する職員は、平成20年度から平成22年度までの間においては、新築され、又は購入された日から起算して5年を経過していない住宅に居住している職員に限るものとし、当該職員の受ける住居手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、同条第2項第2号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該額と2,500円との差額を減じて得た額とする。

2 学校職員給与条例第22条の2第1項第2号に規定する職員は、平成20年度から平成22年度までの間においては、新築され、又は購入された日から起算して5年を経過していない住宅に居住している職員に限るものとし、当該職員の受ける住居手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、同条第2項第2号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該額と2,500円との差額を減じて得た額とする。

3 職員給与条例第9条の4第2項第4号及び学校職員給与条例第22条の2第2項第4号の規定は、平成20年度から平成22年度までの間においては、適用しない。

(通勤手当の特例)

第6条 職員給与条例第10条第1項第2号に該当する職員の受ける通勤手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、同条第2項第2号の規定にかかわらず、同号の規定により定められる額から当該額と次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額との差額を減じて得た額とする。

- (1) 職員給与条例第10条第2項第2号アに規定する職員 2,000円
- (2) 職員給与条例第10条第2項第2号イに規定する職員 4,100円
- (3) 職員給与条例第10条第2項第2号ウに規定する職員 6,500円
- (4) 職員給与条例第10条第2項第2号エに規定する職員 8,900円
- (5) 職員給与条例第10条第2項第2号オに規定する職員 11,300円
- (6) 職員給与条例第10条第2項第2号カに規定する職員 13,700円
- (7) 職員給与条例第10条第2項第2号キに規定する職員 16,100円
- (8) 職員給与条例第10条第2項第2号クに規定する職員 18,500円
- (9) 職員給与条例第10条第2項第2号ケに規定する職員 20,900円
- (10) 職員給与条例第10条第2項第2号コに規定する職員 21,800円
- (11) 職員給与条例第10条第2項第2号サに規定する職員 22,700円 (使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員にあっては23,600円、使用距離が片道60キロメートル以上である職員にあっては24,500円)

2 職員給与条例第10条第1項第3号に該当する職員の受ける通勤手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、同条第2項第3号の規定にかかわらず、同号の区分に応じ、同号の運賃等相当額（以下この項において「運賃等相当額」という。）及び前項に定める額の合計額、運賃等相当額又は前項に定める額とする。

3 学校職員給与条例第22条の3第1項第2号に該当する職員の受ける通勤手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、同条第2項第2号の規定にかかわらず、同号の規定により定められる額から当該額と次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額との差額を減じて得た額とする。

- (1) 学校職員給与条例第22条の3第2項第2号アに規定する職員 2,000円
- (2) 学校職員給与条例第22条の3第2項第2号イに規定する職員 4,100円
- (3) 学校職員給与条例第22条の3第2項第2号ウに規定する職員 6,500円
- (4) 学校職員給与条例第22条の3第2項第2号エに規定する職員 8,900円
- (5) 学校職員給与条例第22条の3第2項第2号オに規定する職員 11,300円
- (6) 学校職員給与条例第22条の3第2項第2号カに規定する職員 13,700円
- (7) 学校職員給与条例第22条の3第2項第2号キに規定する職員 16,100円
- (8) 学校職員給与条例第22条の3第2項第2号クに規定する職員 18,500円
- (9) 学校職員給与条例第22条の3第2項第2号ケに規定する職員 20,900円
- (10) 学校職員給与条例第22条の3第2項第2号コに規定する職員 21,800円
- (11) 学校職員給与条例第22条の3第2項第2号サに規定する職員 22,700円（使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員にあっては23,600円、使用距離が片道60キロメートル以上である職員にあっては24,500円）

4 学校職員給与条例第22条の3第1項第3号に該当する職員の受ける通勤手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、同条第2項第3号の規定にかかわらず、同号の区分に応じ、同号の運賃等相当額（以下この項において「運賃等相当額」という。）及び前項に定める額の合計額、運賃等相当額又は前項に定める額とする。

（期末手当の特例）

第7条 知事等の受ける期末手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例第4条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に第1条第1項各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た

額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

- 2 教育長の受ける期末手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、教育長給与条例第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から当該額に100分の13を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。
- 3 特別調整額等受給職員の受ける期末手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第14条の5第2項から第6項まで、平成18年改正職員給与条例附則第9項及び学校職員給与条例第24条の3第2項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。
- 4 職員給与条例第3条の2の規定の適用を受ける職員の受ける期末手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第14条の5第2項から第6項まで及び平成18年改正職員給与条例附則第9項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の13を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。
- 5 公安職給料表の職務の級7級又は8級の職員（特別調整額等受給職員を除く。）のうち警視をもって充てる職にあるものの受ける期末手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第14条の5第2項から第6項まで及び平成18年改正職員給与条例附則第9項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

（勤勉手当の特例）

- 第8条 特別調整額等受給職員の受ける勤勉手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第14条の8第2項から第4項まで、平成18年改正職員給与条例附則第9項及び学校職員給与条例第24条の6第2項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。
- 2 公安職給料表の職務の級7級又は8級の職員（特別調整額等受給職員を除く。）のうち警視をもって充てる職にあるものの受ける勤勉手当の額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、職員給与条例第14条の8第2項から第4項まで及び平成18年改正職員給与条例附則第9項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

（行政委員会の委員等の報酬の特例）

第9条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和22年香川県条例第9号）第2条第1項第1号から第9号までに掲げる者（報酬を月額で受ける者に限る。）の受ける報酬の月額は、平成20年度から平成22年度までの間においては、同項第1号から第9号までの規定にかかわらず、同項第1号から第9号までに定める月額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。